

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第3号 令和元年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第67号 専決処分の承認について

日程第4 議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について

議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議第71号 小中学校GIGAスクール用タブレット端末の取得について

日程第7 議第72号 小中学校GIGAスクール校内LAN整備業務請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から18日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に、陳情 3 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 3 号 令和元年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（後藤省治君） 日程第 2、報告第 3 号 令和元年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 3 号 令和元年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました報告第3号 令和元年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明をさせていただきます。

地方公共団体は、財政健全化法に基づき、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告かつ公表しなければならないこととされております。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4比率があり、このいずれかが早期健全化基準以上となった場合に財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合に財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき財政早期健全化または財政の再生を図ることとなっております。

それでは、本町におきます健全化判断比率を説明させていただきます。

議案書と合わせて、添付資料4ページの財政指標の垂井町会計区分イメージを御覧ください。

実質赤字比率は普通会計を対象に、連結実質赤字比率は普通会計と公営企業会計を含めました公営事業会計を対象に、実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に、不破消防組合、西南濃老人福祉施設事務組合の一部事務組合を対象とし、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成しております。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございます。本町におきましては、実質赤字額はございませんのでバー表示としております。

連結実質赤字比率は、普通会計、公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する額の割合でございます。本町におきましては、連結実質赤字額はございませんのでバー表示としておるところでございます。

実質公債費比率は、一般会計が負担いたします元利償還金及び純元利償還金の財政規模に対する額の割合でございます。3か年平均が2.2%で、早期健全化判断比率を下回っている状況でございます。

次に、将来負担比率は土地開発公社や本町が加入しております一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率でございます。この報告で令和元年度71.2%となり、早期健全化基準を下回っている状況でございます。

以上、令和元年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況であり、健全であると判断はされます。

しかしながら、今後、各事業を推進していくに当たり多額の借入れが必要となる場合がございます。今後の財政運営に当たりましては、さらなる歳出の削減に向けた取組が必要であると考えております。

次に、資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります20%を超えた場合、経営健全化計画を作成・公表することとされております。

当町におきましては、公営企業会計であります簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当いたします資金不足額は生じておりませんのでバー表示としております。

今後の事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的・計画的運用が求められていると考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第67号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第67号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第67号 専決処分の承認について、提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に係ります予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を令和2年8月20日に専決処分いたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告いたし、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第8号、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4,823万6,000円を追加し、予算総額を119億3,645万4,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、総務管理費におきまして、大学生等応援給付金給付事業に係ります役務費及び負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、長寿者感染症感染防止対策推進事業に係ります需用費及び役務費につきまして増額措置を、また児童福祉費におきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴いまして、財源更正を行ったところでございます。

衛生費では、保健衛生費におきまして、こんにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業に係ります需用費、役務費及び負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置を、また国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴いまして、財源更正も行っておるところでございます。

商工費では、新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

教育費では、小学校費及び中学校費におきまして、学習指導員配置事業及びスクール・サポート・スタッフ追加配置事業に係ります報酬、共済費及び旅費につきまして増額措置を、一方、幼稚園費におきましては、子育て施設感染症感染防止対策事業に係ります需用費及び備品購入費につきまして増額措置を行ったところでございます。

また、社会教育費におきましては、タリイピアセンター書籍除菌機購入事業に係ります備品購入費につきまして、増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額いたし、繰入金を減額したところでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第67号 専決処分の承認について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本件、専決第8号 専決処分書は、垂井町の新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾の事業を計画いたしました中で、早急に対応する必要があります事業につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について、専決処分により措置いたしましたものでございます。

それでは、議案書をお願いいたします。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,823万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億3,645万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページから説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目18大学生等応援給付金給付事業費におきまして、コロナ禍におきます学生生活を応援するため、大学生等に1人につき1万円を給付いたします大学生等応援給付金給付事業で、決定通知書等の郵送につきまして5万9,000円、対象者に支給する給付金を負担金、補助及び交付金におきまして700万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費におきまして、長寿者感染症予

防対策推進事業といたしまして、感染予防対策として75歳以上の方に手指消毒液を配付することとし、需用費で145万8,000円、役務費で59万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2児童福祉費、目11たるいっ子応援給付金給付事業費におきまして、さきに議決をいただきました際には一般財源で財源を計上しておりましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れますことによりまして、4,000万円を国庫補助金として財源の更正を行うものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきまして、さきに議決をいただきました上水道基本料金減免事業でございます。こちらもたるいっ子応援給付金給付事業と同様、一般財源で財源を計上しておりましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れますことによりまして、4,000万円を国庫支出金として財源の更正を行うものでございます。

次に、目6保健センター費におきまして、国の特別定額給付金の基準日、4月27日の翌日から来年の3月31日までに生まれた新生児1人につき5万円を給付することとするこにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業を行うこととし、消耗品で2,000円、印刷製本費で4,000円、役務費で4万1,000円、特別給付金として負担金、補助及び交付金で750万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきまして、町内の事業所に対し、感染症防止対策を講じるための必要な費用を支援する事業であります新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業を行うことといたしまして、負担金、補助及び交付金で2,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきまして、県の補助事業でございます岐阜県学習指導員等配置事業費補助金と、岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金を活用し、学習指導員とスクール・サポート・スタッフを追加配置することとし、報酬で281万8,000円、共済費で6,000円、旅費で10万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきまして、小学校費と同様に学習指導員とスクール・サポート・スタッフを配置することとし、報酬で88万6,000円、共済費で2,000円、旅費で3万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4幼稚園費、目1幼稚園費におきまして、岐阜県教育支援体制整備事業費補助金を活用いたしまして、子育て施設感染症感染防止対策事業といたしまして消耗品費74万4,000円の増額と、玩具の殺菌乾燥保管庫を導入することとし、備品購入費で172万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目10タリイピアセンター費におきまして、タリイピアセンターが貸出しをしております図書等の除菌を行う目的で、タリイピアセンター書籍除菌機購入事業とい

たしまして、備品購入費で25万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計4,823万6,000円の増額でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

議案書5ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、1億187万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金におきまして、歳出の幼稚園費でお願いいたしました事業、教育支援体制整備事業費補助金246万6,000円、小学校費、中学校費でお願いいたしました学習指導員等配置事業費補助金271万6,000円、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金104万9,000円、合計いたしまして623万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして、5,987万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらで収支の均衡を図った次第でございます。

以上、歳入合計4,823万6,000円の増額でございます。

10ページ以降には給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

1つ、ちょっと確認の意味で質問をさせていただきたいと思います、ごめんなさい。

国からの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金をあてがわれてという形で財源更正なさったと、これで一般会計持ち出しが少し軽くなったんじゃないかなあというところを思っておりますが、こういった部分で、この交付金に関しましては上限であったのかどうかということちょっと確認をさせていただけたらなあと思っておりますので、1点よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） こちらの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、1億187万5,000円でございますが、これに対応するだけの額を入れさせていただいております。そういうことでよろしくお願いたします。

第1次の補正の金額でございまして、第1次につきましては枠を目いっぱい取っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

枠いっぱいということで、またこういったメニューが続々と出てくるかと思っておりますので、また御活用いただけたらありがたいなあと思っています。

あと、様々第2弾として御用意いただきました。ありがとうございます。

今月号の「広報たるい」で第2弾の一部が周知がなされたというふうに認識しておるんですけども、こういった漏れなく行き渡るようにという形で、いつ頃から徹底した周知というのは入られるのかということ、各メニューがありますのでそれぞればらつきがあるかと思いますが、めどとしてどの辺りを考えていらっしゃるかということをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） ただいまの御質問ですが、まずこの専決処分いたしましたものにつきましては、早急に事業開始をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

めどといたしましては、第2次分も考えておるところでございますが、年度いっぱいには完了はしていきたいと思っておりますので、年度いっぱいと言いましても今年12月までには完了していきたいと思っております。中には繰越明許をお願いしておる部分もございますので、そちらのほうはまたできるところからということをお願いしたいと思っておりますので、またこれも繰越明許でございますので、皆様方の御承認をいただかなきゃいかんことだと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ごめんなさい。実施はその年度いっぱいというのは承知しました。

ただ、周知はいつ頃からということ、郵送はいつ発送なさるかとか、例えば大学生等応援給付金に関しては9月1日に一斉に郵送しますよとか、その手指消毒に関しましても郵送とお聞きしておりますので、そういったのもいつ発送されるのか、皆さんやっぱりお手元に届かれるのを楽しみに待っていらっしゃると思うんですね。そういったときに、いつか、いつかという形で、年度いっぱいには実施という形でまだ来うへんのか、まだ来うへんのかということではいけませんので、その辺り、めどとして、昨日から9月に入りまして、ちょっとその辺りをしっかりとお示しいただけたらいいなあと思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、健康福祉課といたしましては3つの事業を計上させていただいておるところでございますが、今御質問がありました長寿者向けの手指消毒につきましては、こういう御時世でございますので、まず物の確保のほうから入っております。

配付予定といたしましては、早急ということもございますので、9月の下旬から10月の頭

にかけてできればというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 大学生等応援給付金給付事業につきましては、準備でき次第ということをおっしゃるんですが、今月号の広報にも載っておりますように、この事業につきましてはこちらから申請書をお送りするのではなく、申請書を出していただく、ホームページからダウンロードしていただいて申請していただくことにしておりますので、ある程度期間は取りながらやっていこうと思っております。制度設計につきましてもようやく固まりまして、9月から随時受付をしていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから種々、いろいろほかにも事業がございます。例えば先ほど長寿者の説明を健康福祉課長のほうから説明させていただきました。こんにちは赤ちゃん臨時給付金給付事業につきましては、申請をいただいておりますので、申請があり次第対応していこうと思っております。

それから防災資機材関係につきましては、議会議決の関係もございますので、議決いただいた後、早急に対応していこうと思っております。

先ほどのキャッシュレス決済、それからコンビニ交付サービス、こちらは当然ながら議会の議決もいただいてからということをおっしゃるので、準備は僭越でございますがさせていただきますので、準備しないとできないこともございますのでよろしくお願いいたします。

それから障害者福祉手当支給事業でございます。こちらも議決をいただいてからにはなるのですが、10月の給付に増額をさせていただけたらなあと思っておりますので、今定例会にも条例のほうを出させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

かいつまんで言わせてもらいました。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） 5番です。

あわせて、お聞きいたしたいと思えます。商工費の関連ですけれども、こちらのほう、9月1日からというような形で広報等には載っておりましたし、締切り期限が10月末というような形でもうあったというふうに記憶しておるんですけれども、こちらの広報も十分にいただかないと支援金の配付のほうが遅れてしまうので、どこまで今決まっているのかということをお報告いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

○産業課長（立川昭雄君） ただいまの感染防止対策支援事業につきましては、9月1日から受付は開始しております。この間の広報にも掲載させていただいております、あと町のホームページ、そのほかの関係団体、商工会をはじめとして、そういったところからも周知のほうを

図っていききたいということをお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時34分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第4 議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 説明の前に、おわびを申し上げます。

提出をいたしました令和元年度決算資料中、一部数値に誤りがございましたので、本日、正誤表を配付させていただき、おわびを申し上げるところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

十分なる御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第68号 令和元年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、廣瀬隆博君、乾豊君、藤墳理君、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、木村千秋君、富田栄次君、栗田利朗君、以上の11名を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に藤墳理君、副委員長に栗田利朗君が互選されましたので、報告いたしておきます。

日程第5 議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について

議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について、議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について及び議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）から議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第69号と議第70号及び議第73号から議第76号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会的影響に伴う手当の特例を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5,955万7,000円を追加いたし、予算総額を119億9,601万1,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業により、その他事業の見直し等に係ります減額の措置や、職員の異動に伴います人件費の措置を行ったものでございます。

総務費では、総務管理費におきまして、衛生用資機材購入事業及び庁舎東館消防設備修繕に係ります需用費の増額、公衆街路灯LED化に係ります需用費の減額、そしてまた庁舎東館消防設備点検手数料に係ります役務費の増額、同じく東館敷地内樹木伐採業務に係ります委託料の増額、また第6次総合計画住民アンケート調査業務及び都市計画基本図修正業務に係ります委託料の減額を行ったほか、松島集会所設置事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ係ります措置を行った次第でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費におきましては、マイナンバーカード郵送に係ります役務費、コンビニ交付システム導入業務及び住民基本台帳システム改修業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額を行ったところでございます。

また、統計調査費におきましては、国勢調査に係ります委託料につきまして、増額をお願いした次第でございます。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、県歯科医師会福祉医療協力費に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

また、ふれあい長寿フェアに係ります報償費、需用費、役務費及び委託料につきましては、それぞれ減額を行ったところでございます。

そのほか、介護保険特別会計への繰出金、障害者福祉手当支給事業に係ります扶助費につきましては、それぞれ増額の措置を行いました。

次に衛生費では、保健衛生費におきまして、予防接種に係ります委託料につきまして、増額の措置を、また歯の健康フェスティバル補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきましては、減額の措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付事業返還金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額の措置を、また県支出金の協働のまちづくり拠点整備事業振興補助金につきましては、交付に伴います財源更正を行ったところでございます。

商工費では、東海自然歩道標識修繕に係ります需用費につきまして減額の措置を、観光PR用大型トラックプリント業務に係ります委託料及び町観光協会補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

また、県支出金の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金の交付に伴います財源更正を併せて行った次第でございます。

土木費では、土木管理費におきまして、地籍調査業務に係ります委託料につきましては増額の措置を、道路橋梁費におきましては、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして、いずれも増額の措置をいたしたところでございます。

次に、河川費におきましては、洪水ハザードマップ修正事業に係ります需用費及び委託料につきまして減額の措置を、また都市計画費におきましては、地震ハザードマップ作成事業に係ります需用費及び委託料につきまして、それぞれ減額し、公共下水道事業特別会計への繰出金につきましては増額の措置を行ったところでございます。

また、町民プールに係ります需用費、役務費、委託料、工事請負費及び備品購入費につきましては、いずれも減額措置をしたところでございます。

消防費では、消防団員費用弁償に係ります旅費につきましては減額の措置を、防火水槽撤去工事に係ります工事請負費につきましては増額の措置を、小型動力ポンプ購入に係ります備品購入費につきましては減額、防災資機材購入事業に係ります需用費につきましては増額を、地域防災計画修正業務に係ります委託料につきましては減額の措置をいたしたところでございます。

教育費では、教育総務費におきまして、カルガリー市派遣交流事業に係ります報償費、需用費、役務費及び負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額の措置を行った次第でございます。

次に、小学校費におきましては、東小学校校長室等空調設備取替工事に係ります工事請負費、大型ディスプレイ装置購入事業に係ります備品購入費につきまして、それぞれ増額の措置をい

たしました。

また、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金の交付に伴います財源更正をお願いいたしましたところでございます。

次に、中学校費におきましても、大型ディスプレイ装置購入事業に係ります備品購入費につきまして、増額の措置をお願いしております。

また、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金の交付に伴います財源更正を、小学校費と同様に行っております。

次に、社会教育費におきましては、青少年芸術鑑賞会に係ります需用費及び委託料につきまして、それぞれ減額の措置を行いました。

また、保健体育費におきましては、学校給食センター蒸気式消毒保管機取替工事外に係ります工事請負費につきまして、減額の措置をいたしたところでございます。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、コンビニ交付システム導入事業に係ります経費を令和3年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

次に、議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1,283万5,000円を追加し、予算総額を28億5,383万5,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金で償還金及び還付加算金におきまして、一般被保険者保険税還付金及び保険給付費等交付金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置をいたしたところでございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ228万2,000円を追加し、予算総額を11億8,208万2,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、職員の異動に伴います人件費の措置を行い、財源につきましては、繰入金及び諸収入をそれぞれ増額措置をいたしたところでございます。

次に、議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ437万1,000円を追加いたし、予算総額を25億6,737万1,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、保険給付費では、高額医療合算介護サービス等費におきまして、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を、基金積立金では、介護保険基金に係ります積立金の増額措置をいたしました。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置をいたしたところでございます。

また、繰出金におきましては、一般会計への繰出金につきまして増額の措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ増額措置をいたしたところでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

〔税務課長 藤江和明君登壇〕

○税務課長（藤江和明君） 私からは、税務課が所管いたします議第69号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は、個人町民税における未婚独り親に対する税制上の措置及び控除の見直し、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、延滞金の割合等の特例の見直し、低未利用地等の長期譲渡所得の特別控除の創設、法人町民税の連結納税制度の見直しでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の1ページを御覧ください。

なお、改正条文は2条立てとなっております。

改正条例の第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正し、令和2年10月1日及び令和3年1月1日において施行するものでございます。

第24条の改正規定につきましては、個人の町民税の非課税の範囲について、令和3年度以降、男性の「寡夫」に代わり、「ひとり親」を対象に加えることとするものでございます。

第34条の2の改正規定につきましても、所得控除について、男性の「寡夫控除」に代わり、「ひとり親控除」を対象に加えるものでございます。

これらの改正は、未婚の独り親につきまして、現状適用されている婚姻歴のある独り親が適用できる寡婦控除との格差を解消するために講じられる措置でございます。

次に、第36条の2の改正規定につきましては、町民税の申告について、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第94条の改正規定につきましては、たばこ税の課税標準について、葉巻たばこの課税方式を令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする規定をただし書に加えるものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

附則第5条の2、第5条の3の改正規定につきましては、延滞金について租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に合わせて規定を整備するものでございます。

附則第16条、第16条の2、第21条及び第22条の改正規定につきましては、長期譲渡所得に係

る個人町民税と国民健康保険税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に合わせて規定を整備するものでございます。

続きまして、改正条例の第2条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正し、令和3年10月1日及び令和4年4月1日において施行するものでございます。

第19条の改正規定につきましては、延滞金について、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第20条の改正規定につきましては、年当たりの割合の基礎となる日数について、第52条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

第23条の改正規定につきましては、町民税の納税義務者等について、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第31条の改正規定につきましては、均等割の税率について、法人税における連結納税制度の見直しに伴い、規定を整備するものでございます。

第48条の改正規定につきましては、法人の町民税の申告納付について、地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び連結法人税の個別帰属額の廃止に伴う規定の削除によるものでございます。

第50条の改正規定につきましては、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について、地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び連結法人税の改正に伴う規定の削除によるものでございます。

第52条の改正規定につきましても、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、連結法人税の改正に伴う規定の削除によるものでございます。

第94条の改正規定につきましては、たばこ税の課税標準について、葉巻たばこの課税方式を令和3年10月1日以降において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする規定をただし書に定めるものでございます。こちらにつきましては、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、たばこ関係事業者の影響に配慮する観点から、この改正条例の第1条における令和2年10月1日の改正から、2段階に分けて見直しを行うものでございます。

第5条の2の改正規定につきましては、延滞金の割合等の特例について、第52条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

次に、この改正条例の附則でございます。

第1条では、施行期日を令和2年10月1日とし、ただし、各号に掲げる規定は、それぞれ各号に定める日において施行することを定めているところでございます。

第2条では、延滞金に係る経過措置、第3条、第4条では、町民税に関する経過措置、第5条、第6条では、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ定めているところでございます。

以上、議第69号についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお

願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第70号 垂井町障害者福祉手当条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえ、障がい者に対する支援を目的に、特例として障害者福祉手当受給者の方へ、1回限り一律5,000円を加算して支給するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せまして新旧対照表の20ページを御覧ください。

初めに、字句の整理として、制定附則の各項にそれぞれ見出しを加えるものでございます。

次に、今回の5,000円の支給に関しましては、特例的に実施することから、本則ではなく、制定附則に第4項として新型コロナウイルス感染症の社会的影響に伴う手当の特例についてを新たに規定するものでございます。

規定の内容につきましては、障害者福祉手当の認定を受けた者のうち、令和2年9月分の支給対象者に対して、当該月分の手当額に加算して支給することを定めたものでございます。

附則といたしましては、この条例の施行日を公布の日からといたしております。

以上、健康福祉課が所管いたします議第70号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第73号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,955万7,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,601万1,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の12ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、垂井町の公共施設で使用いたします衛生用資機材の購入を計画いたしまして、需用費で200万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5財産管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、公衆街路灯LED化に係ります減額240万円、それから庁舎東館の利用に際しまして、自動火災報知機等の消防用設備の修繕を306万円、合計、需用費、修繕料で66万円の増額をお願いするものでございます。

また、役務費におきまして、庁舎東館消防用設備点検が必要となりますことから、38万5,000円の増額を、委託料におきまして、樹木の伐採業務に125万円の増額補正をお願いするも

のでございます。

次に、目6企画費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、第6次総合計画住民アンケート調査業務160万円、都市計画基本図修正業務1,500万円を減額することとし、委託料で1,660万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10諸費におきまして、松島集会所の修繕工事が予定されることに伴い、負担金、補助及び交付金で42万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきまして、職員の異動によりまして、給料303万3,000円、職員手当等274万2,000円、共済費136万7,000円の増額、マイナンバーカードの普及促進に向けまして、個人番号カード交付事務費補助金10分の10を活用いたしまして、本人限定の受取郵便料を役務費で37万5,000円の増額、委託料で、新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、諸証明のコンビニ交付システム導入に向けます経費3,300万円、また、社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用し、戸籍システムの付票改修に伴います住基システムの改修を行うため440万円、合計の3,740万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5統計調査費、目26基幹統計調査費におきまして、国勢調査の実施に当たりオンライン申請の増が見込まれますことから、これに対応するため派遣職員を増とするもので、委託料で106万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして、令和元年度福祉医療費助成事業補助金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料で909万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4福祉医療費におきまして、県歯科医師会の福祉医療協力費の単価が増額となったことから、負担金、補助及び交付金で15万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5老人福祉費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、ふれあい長寿フェア事業分の報償費63万5,000円、消耗品費1万7,000円、食糧費3万4,000円、印刷製本費15万4,000円、通信運搬費10万2,000円、手数料5,000円、その他保険料5万円、委託料149万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費におきまして、介護保険特別会計への介護給付費負担金の繰出金で7万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目11障害者福祉費におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、障害者福祉手当受給者のコロナ禍の生活を支援するため1人当たり5,000円を加算し、手当を支給するものでございます。扶助費で425万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費におきまして、職員の異動に伴いまして、給料306万3,000円、職員手当等95万6,000円、共済費75万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費におきまして、令和2年10月よりロタウイルス感染症予防接種が定期接種とされることに伴いまして、委託料で235万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、歯の健康フェスティバル補助金を負担金、補助及び交付金で35万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費におきまして、職員の異動により、給料137万4,000円、職員手当等で120万1,000円、共済費で59万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費におきまして、耕作を続けることが難しくなった農地を農地中間管理機構に貸し付けることにより協力金を所有者に交付する事業、機構集積協力金におきまして返還が生じることとなったことから、償還金、利子及び割引料で4万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4農村婦人の家管理費におきまして、県の協働のまちづくり拠点整備事業振興補助金32万円の採択があったため、財源の更正をお願いするものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきまして、本年5月臨時会におきまして補正予算をお願いいたしましたプレミアム商品券発行補助事業に対しまして、県の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金490万円の採択があったため、財源の更正をお願いするものでございます。

次に、目3観光費におきまして、当初予算で予定をしておりました東海自然歩道ルート変更に伴います標識の新設を県が対応することとなりましたので、修繕料で133万円の減額、新たに町の魅力PRを発信する試験的取組といたしまして、町内事業者の協力をお願いし、観光PR用大型トラックプリント事業を委託料で165万円の増額、南宮大社に協力をいただき駐車場に観光案内所を設置する事業に、負担金、補助及び交付金で570万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきまして、敷原地区の地籍調査業務におきまして、正確な地籍図の作成のため復元測量が必要なことから、委託料で166万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費におきまして、社会資本整備総合交付金を活用し、垂井表佐線路側改良工事ほか3路線を施工することとし、工事請負費で5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3河川費、目2河川維持費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、洪水ハザードマップ関連経費の消耗品費37万円、印刷製本費30万円、委託料100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費におきまして、河川費と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、地震ハザードマップ作成業務関係で、

印刷製本費30万円、委託料249万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目4公共下水道費におきまして、職員の異動等によりまして公共下水道事業特別会計の事業費が増額となる見込みでございまして、これに伴い一般会計からの繰出金を227万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5運動公園管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、町民プールの運営経費、消耗品費47万円、燃料費3,000円、印刷製本費2万6,000円、光熱水費319万円、修繕料114万8,000円、役務費32万8,000円、委託料710万円、工事請負費1,490万円、備品購入費22万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費におきまして、職員の異動によりまして、給料で92万8,000円、職員手当等41万5,000円、共済費で35万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、旅費で、消防団員の費用弁償でございしますが、600万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目2消防施設費におきまして、地主からの要望によりまして、新井地内防火貯水槽の撤去を工事請負費で240万円の増額、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、小型動力ポンプ購入を取りやめ、備品購入費で240万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目4災害対策費におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、県の避難所生活環境確保事業費補助金を活用し、防災資機材の購入について、需用費で1,100万円の増額を、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、地域防災計画修正業務を、委託料で416万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、中学生のカルガリー市派遣交流事業の経費につきまして、報償費6万円、消耗品費7万円、役務費3万2,000円、負担金、補助及び交付金440万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費におきまして、東小学校校長室等の空調設備の改修のため、工事請負費で440万円の増額を、また新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、備品購入費におきまして、文部科学省が策定しました教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に目標水準と位置づけられております大型ディスプレイを購入することとし、528万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきまして、小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、備品購入費で大型ディスプレイを購入することとし、132万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目6文化会館費におきまして、職員の異動によりまして、給料328

万5,000円、職員手当等86万8,000円、共済費70万2,000円の増額、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、青少年芸術鑑賞会に係ります消耗品8,000円、委託料100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費、目3給食センター費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、工事請負費で2,700万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計5,955万7,000円の増額でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

款13材料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、朝倉運動公園のプール開設がなかったことから156万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で752万2,000円、個人番号カード交付事務費補助金で37万5,000円、合計789万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目7土木費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金2,577万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目9教育費国庫補助金におきまして、学校保健特別対策事業費補助金166万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金といたしまして490万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費県補助金におきまして、福祉医療費助成事業事務費補助金といたしまして6万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金におきまして、協働のまちづくり拠点整備事業振興補助金といたしまして32万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目8消防費県補助金におきまして、避難所生活環境確保事業費補助金として480万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金におきまして、国勢調査委託金としまして106万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金におきまして、22万円の寄附がありましたので増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金におきまして、前年度の給付金額の確定によります会計内の精算によりまして、一般会計に繰り入れるもので、92万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2基金繰入金、目6ふれあい交流基金繰入金におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、カナダ・カルガリー市派遣交流事業が行われないことから、事業財源経費としての必要がなくなるために8万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、3,553万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらによりまして収支の均衡を図った次第でございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきまして、機構集積協力金交付事業の返還金を該当者から受け入れるもので、4万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款21町債、項1町債、目9教育債におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、学校給食センターの蒸気式消毒保管機の取替えを減額したことによりまして、当初予算で財源として計上しておりました町債を減額するもので、2,200万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳入合計5,955万7,000円の増額でございます。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費でございます。

第2表、4ページを御覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、コンビニ交付システム導入事業でございます。諸証明の発行を全国のコンビニエンスストアにて交付ができますよう、システムの導入を図る事業でございます。3,300万円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

5ページを御覧ください。

当初予算で計上しておりました地方債の中で、学校給食センター設備改修事業をなくすことにより、限度額をゼロとする補正をお願いするものでございます。

23ページからは給与費明細書、25ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、議第74号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,383万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で1,283万5,000円、増額補正をお願いするものでございます。

所得更正や資格喪失による一般被保険者過年度分税還付金が予算額に対し不足する見込みとなりましたので140万円を、また令和元年度の国民健康保険給付費等の交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので返還をいたすもので、1,143万5,000円、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で1,283万5,000円、増額補正をお願いするものでございます。

この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、上下水道課が所管いたします議第75号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、職員の異動に伴います人件費の増額をお願いするものでございます。

議案書の表紙でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ228万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,208万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページを御覧ください。

まず、款1公共下水道費、項1公共下水道費、目3浄化センター費でございます。節1報酬で19万2,000円の減額をしまして、節2給料で153万1,000円、節3職員手当等で41万1,000円、節4共済費で53万5,000円をそれぞれ増額いたしまして、また節8旅費で3,000円の減額をお願いいたしまして、228万2,000円の増額をお願いするものでございます。

この目3浄化センター費の増額に伴いまして、款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費の財源更正を併せて行うものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

この人件費の増額に伴いまして、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金で227万6,000円、また款8諸収入、項2雑入、目1雑入、節2負担金で6,000円をそれぞれ増額いたしまして、228万2,000円の増額とするものでございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第76号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補足説明ではございますが、演壇にて御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費において予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたこと、また前年度（令和元年度）の介護保険給付費の確定に伴いまして、精算に係ります所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ437万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,737万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、平成30年8月から令和元年7月までの1年間、同一世帯において介護保険と医療保険の両方を使用された方のうち、その合算した自己負担額が限度額を超えた場合の差額分を支給するサービス費が予算額に対し不足する見込みとなりましたので、63万円を増額させていただくものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金、節24積立金でございますが、後ほど歳入で御説明申し上げます支払基金交付金の過年度精算に係ります追加交付と、国費、県費及び一般会計繰出金の精算から生じました剰余分76万7,000円を増額させていただくものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料でございますが、前年度（令和元年度）の給付費の額が確定しましたので、令和元年度中に受け入れました国・県社会保険診療報酬支払基金からの収入額に対する超過交付額を償還するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので205万2,000円を、また項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金につきましても同様に、前年度（令和元年度）の給付費の額が確定しましたので、令和元年度に受け入れました一般会計からの繰入金について精算を行ったところ、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、92万2,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、国・県・町被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上させていただいております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございますが、こちらは国の負担分として給付費の20%相当分、12万6,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございますが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分、1万

9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらは第2号被保険者の保険料について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、現年度分として給付費の27%相当分17万円を、また精算見込み分でございますが、こちらも社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度（令和元年度）の精算の結果、追加して交付されることとなりましたので、過年度分389万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございますが、こちらは県の負担分として、給付費の12.5%相当分7万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございますが、こちらは町の負担分として、給付費の12.5%相当分7万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第69号、議第70号及び議第73号から議第76号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第6 議第71号 小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第71号 小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第71号 小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

小中学校G I G Aスクール用タブレット端末を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付

しましたところ、岐阜市都通一丁目15番地、中部事務機株式会社代表取締役 辻慶一が落札いたしましたので、この者と1億7,545万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部にわたりましては、総務課長並びに学校教育課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第71号 小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得につきまして、私からは契約関係の補足説明をさせていただきます。

議案書並びに添付の入札結果表を御覧ください。

本契約は、財産の取得に係る予定価格が700万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

国のG I G Aスクール構想の実現に向けまして、児童・生徒への情報機器整備に取り組むものでございまして、小学校、中学校、指導者用を合わせまして1,731台のタブレット端末を取得いたしますために、物件供給契約を締結しようとするものでございます。

令和2年8月18日に8社によります指名競争入札を執行しましたところ、1回目の入札の結果、税抜価格でございますが、1億5,950万円で予定価格に達し、落札業者を決定したところでございます。

消費税を含めました契約金額を1億7,545万円とし、契約相手方を岐阜市都通一丁目15番地、中部事務機株式会社代表取締役 辻慶一として、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、本契約の締結に係ります議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和3年2月26日といたしたところでございます。

以上、契約関係の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 引き続き、私からは小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得につきまして、取得をいたしますタブレット端末の仕様について御説明をさせていただきます。

今回取得をいたしますタブレット端末の画面サイズは10.1型、OSはWindows10でございます。また、タブレット端末にはキーボードがついてございますが、こちらは脱着可能なツーインワン型となっており、タブレット単体でも使用可能となっております。

大きさは、タブレット単体で幅約25センチ、奥行き約18センチ、高さ約1センチ、重さはキーボードを装着した状態で約1.1キログラム、タブレット単体で約600グラムでございます。

セキュリティ一面では、フィルタリングソフトを入れ、有害サイトにアクセスできないようにしております。

なお、万一の故障・破損などに対応するため、自然故障、物損故障について5年間の補償をつけておりますとともに、バッテリーの経年劣化に対応するため、この期間内におきまして一度のバッテリー交換が可能でございます。

このタブレット端末につきまして、本契約につきましては、小・中学校9校、合わせて1,731台を購入するものでございます。

納入期限は令和3年2月26日を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

先ほども、全協でもちょっと踏み込んだお話がありましたけれども、こちらでただいま入札結果をもってして上程されましたので、質問させていただきたいと思います。

先ほど、課長さんは納品を一日も早くということだと思っているということ、今納入期限として令和3年2月26日というふうで御説明がありましたが、全校一斉に納品・導入という格好ができるのかどうか、例えば50台入れたから50台順番にとかいうような格好で、やれ東小学校が先とかそういうような、垂井小学校やれ次とかいうような格好なのか、例えば10月1日にどんと入れられるというようなイメージなのかということと、あと実際、操作方法など、まだまだ学んだ後というふうになりますと、実際にどんどんと活用できるとなったら、どのタイミングのイメージをしておいたらいいのかなあということ、ちょっとお聞かせいただけたらなあと思っておりますのでよろしくをお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） ただいま御質問がありました件でございますが、まず納品の来年2月26日の件でございますが、こちらは納期でございます。確におっしゃるような問題はありますけれども、ただいま考えておりますのは、LANとの設定の関係もございまして、2月26日を期限として、計画では一斉に納入をしていきたいなというふうに思っております。

また、操作方法、今後の活用のイメージにつきましては、ただいまロードマップのほうの作成ができないかということで考えてございます。ロードマップ、また案のほうができましたらお示しをしてみたいと思いますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第71号 小中学校G I G Aスクール用タブレット端末の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第72号 小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負契約の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第72号 小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第72号 小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐阜市都通一丁目15番地、中部事務機株式会社代表取締役 辻慶一が落札をいたしましたので、この者と1億5,400万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

細部にわたりましては、総務課長並びに学校教育課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第72号 小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負契約の締結について、私から契約内容につきましての補足説明をさせていただきます。

議案書並びに添付の入札結果表を御覧ください。

本契約は、請負に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

国のG I G Aスクール構想の実現に向けまして学校の情報通信ネットワーク整備に取り組むものでございまして、小・中学校の校内L A N整備を行う業務でございます。

垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、設計金額が5,000万円以上であることから、8社に指名通知をいたしたところでございます。令和2年8月18日に指名競争入札を執行し、第1回目の入札の結果、税抜価格でございますが、1億4,000万円で予定価

格に達し、落札したところでございます。

消費税を含めました契約金額を1億5,400万円とし、契約相手方を岐阜市都通一丁目15番地、中部事務機株式会社代表取締役 辻慶一として、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、本契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

なお、委託期限につきましては、令和3年2月26日としたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 私のほうからは、引き続きまして小中学校G I G Aスクール校内LAN整備業務請負契約の締結についてに係ります業務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

この業務は、小・中学校の既存のネットワーク環境を見直し、通信速度の高速化を実現することを目的に、校内LAN、Wi-Fi環境の整備とアクセスポイントの設置、また電源キャビネットの整備を行うものでございます。

まず、校内LANの整備につきましては、普通教室、特別支援教室、必要な特別教室、体育館などにアクセスポイントを設置して、無線LANによるWi-Fi環境を整備いたしますとともに、各学校の通信を集約し、インターネットに接続している部分の機能強化を行うことで、通信速度の高速化を実現してまいります。

アクセスポイントは、小・中学校9校、合計で217か所に設置をしております。

次に、電源キャビネットは、今般導入予定のタブレット端末の充電や保管を目的とし、キャビネット1台につき最大44台のタブレット端末が収納可能であり、盗難防止用の鍵を装備しております。充電をする際には、輪番充電タイマーが内蔵されておりますので、あらかじめ時間を設定しておくことで、一度に多くのタブレットを充電するのではなく、順番に調整しながら充電できる仕組みになっております。

こちらは各学級へ設置をするもので、小学校9校、合わせまして97台の整備を計画しております。完了期限は令和3年2月26日で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 小中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時55分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史